

●香川県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年10月27日

香川県知事 池田豊人

指定年月日	名 称	所 在 地
令和5年9月1日	小野歯科医院	三豊市高瀬町新名1018番地15
令和5年9月1日	ファーマシイ薬局観音寺	観音寺市植田町1008番地1
令和5年9月1日	もとだい調剤薬局	観音寺市本大町1721番地1
令和5年9月1日	京町薬局 西庄店	坂出市西庄町178番地4
令和5年9月1日	京町薬局 川津店	坂出市川津町字東山2496番地6
令和5年9月1日	香川漢方薬局	三豊市高瀬町新名963番地1
令和5年9月1日	そうごう薬局 さぬき詫間店	三豊市詫間町詫間1298番地3